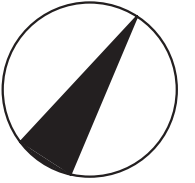


説明図 6



凡例	
	都市再生特別地区の区域
壁面の位置の制限(高層部)	---
壁面の位置の制限(中層部①)	---
壁面の位置の制限(中層部②)	---
建築物の高さの最高限度	最高限度: 0m (0部) (建築物の壁又はこれに代わる柱はそれぞれの高さの最高限度の区分に応じた壁面の位置の制限の線で囲まれる範囲を越えて建築してはならない)
歩行者用立体通路	
歩行者用通路	
地下接続	
多目的空間(1階部分)	

